

第5次調布市男女共同参画推進プラン（令和4～8年度）

■計画策定の趣旨

女性も男性も性別にかかわらず、すべての個人が喜びや責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮することができるとする男女共同参画社会の実現は、社会が一体となって取り組むべき重要な課題です。男女共同参画の視点から、人口減少社会が本格的に到来しつつある中で、近年頻発する自然災害や感染症の拡大、デジタル化など、社会環境の変化に応じたさまざまな課題に対応するうえで必要不可欠となっています。

調布市では、これまで、男女共同参画社会基本法に基づく計画として、4次にわたり男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

今後、人口減少局面や人口構造の変化、さらには、新型コロナウイルスの感染拡大が社会や経済など多方面に大きな影響を及ぼし、これまでの暮らし方や働き方も見直され、一人ひとりが個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が一層重要となります。

こうした状況を踏まえ、現行の調布市男女共同参画推進プラン（第4次）改訂版が令和3年度で最終年を迎えることから、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化や調布市の取組状況等を踏まえ、調布市男女共同参画推進プラン（第5次）を策定するものです。

■計画策定の視点

- 1 固定的な性別役割分担の解消に向けた意識づくり
- 2 社会環境の変化を踏まえた取組
- 3 SDGsを踏まえた計画の推進

■基本目標

1 人権の尊重と多様性を認め合う社会づくり

主要課題	重点事業
人権と多様性の尊重	人権教育の理解促進 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発
配偶者等からの暴力（DV）の根絶	ライフステージに応じた性と生殖に関する情報の提供や講座の実施 配偶者暴力の防止に対する意識の向上 被害者の状況に応じた相談事業の実施

2 ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性活躍の促進

主要課題	重点事業
ワーク・ライフ・バランスの実現	子育て家庭への支援の充実 子育てサービスの多様化と充実
女性の活躍推進	女性の就職、再就職を支援する講座等の実施 女性の起業・創業への支援

■基本理念

未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布

男女が互いの人権を尊重し、それぞれの能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会を築いていくことは、女性と男性がともに歩み生きていくために必要な条件です。

また、だれもが自分らしい生き方を選択できるとともに、多様な生き方を認め合い、仕事や子育て、介護など生活の調和が図られた社会の実現は、私たちが今まさに取り組むべき目標です。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習は依然として根強く残っており、社会環境の変化やそれに伴う男女共同参画を取り巻く状況を踏まえ、男女共同参画の形成に向けた一層の取組が必要です。

令和12（2030）年までに世界各国が達成を目指す共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）において、「ジェンダー平等を実現しよう」が目標の1つと位置付けられており、私たちをはじめ世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会をはたぐむ機会となりました。他方、令和2年に降全世界的に感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症は、今なお私たちの生活に深刻な影響を及ぼしており、女性に対する暴力の根絶、生活上の困難に対する支援、女性を支える安全・安心な社会の構築をしていくことが重要です。

こうした現状から、私たちのため、そして次代を担う子どもたちのため、これまでの取組を継承・発展させ、男女ともに個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、「未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布」を引き続き基本理念に位置付けます。

■計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画

3 あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進

主要課題	重点事業
あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進	教職員への的確な研修の実施 家庭における男女共同参画の促進 地域コミュニティにおける男女共同参画の促進 男女共同参画の意識をもった人材の育成
生活上の困難に対する支援	女性のための相談事業の充実 ひとり親家庭への支援の実施

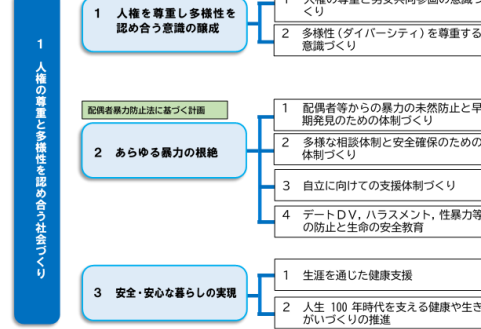
4 市役所における男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

主要課題	重点事業
市役所における推進体制の充実	市の審議会、各種委員会への女性委員の登用の推進 男女がともに働きやすい職場づくり

＜基本目標＞

＜施策の方向＞

＜施策＞



家事・子育て・介護等の家庭内での役割は男女がともに担う必要があると思う市民の割合

基準値	目標値（令和8年度）	現状値（令和6年度）
70.5%	75.0%	73.7%

男女共同参画推進センターといったDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている市民の割合

基準値	目標値（令和8年度）	現状値（令和6年度）
39.7%	50.0%	30.9%

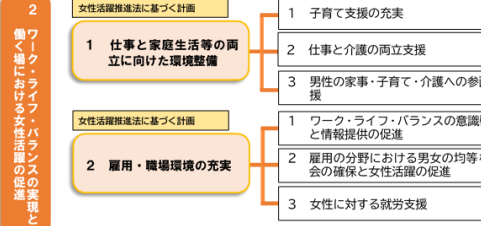
心身ともに健康だと感じている市民の割合

基準値	目標値（令和8年度）	現状値（令和6年度）
71.1%	80.0%	72.4%

＜基本目標＞

＜施策の方向＞

＜施策＞



今後も調布に住み続けたい理由として、調布のまちの魅力や個性・特色が「子育て環境が良い」と感じている市民の割合

基準値	目標値（令和8年度）	現状値（令和6年度）
11.6%	20.0%	11.7%

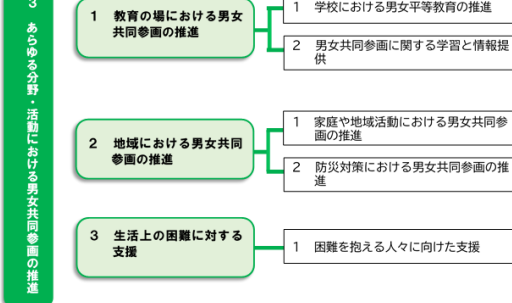
労働セミナーや就職面接会など、雇用・就職に向けた取組に対する市民満足度（女性のみ）

基準値	目標値（令和8年度）	現状値（令和6年度）
63.9%	70.0%	68.7%

＜基本目標＞

＜施策の方向＞

＜施策＞



学校、家庭、地域それぞれの場において男女平等と感じている市民の割合

基準値	目標値（令和8年度）	現状値（令和6年度）
60.7%	70.0%	64.5%

基準値	目標値（令和8年度）	現状値（令和6年度）
37.8%	50.0%	39.8%

基準値	目標値（令和8年度）	現状値（令和6年度）
50.7%	60.0%	53.2%

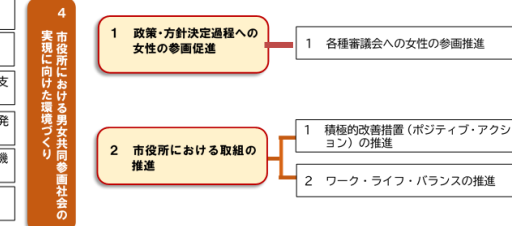
ひとり親家庭への生活・経済面の支援の市民満足度

基準値	目標値（令和8年度）	現状値（令和6年度）
64.6%	70.0%	66.0%

＜基本目標＞

＜施策の方向＞

＜施策＞



市の審議会や委員会における女性の割合

基準値	目標値（R9.4.1）	現状値（R7.4.1現在）
33.4%	40.0%	32.4%

市役所における課長職以上に占める女性職員の割合

基準値	目標値（R9.4.1）	現状値（R7.4.1現在）
15.7%	22%以上	16.5%

プラン策定の位置付け

〇調布市は、平成29年に「調布市男女共同参画推進プラン（第4次）改訂版」、令和4年に「第5次調布市男女共同参画推進プラン」（現行プラン）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の総合的・計画的な推進を図ってきた。社会・経済環境における様々な変革の進展を見据える中で、男女が、お互いに人権を尊重し、社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会を形成していくことの重要性は一層増していく中、現行プランの計画期間が令和8年度で最終年次を迎える。

〇次期男女共同参画推進プランは、男女共同参画を取り巻く課題や社会環境の変化を踏まえ、あらゆる分野における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、男女共同参画社会基本法に基づき、策定するものである。

〇併せて、同プランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく取組を包含する計画として、現行プランの取組状況や成果等を踏まえ、取り組むべき課題や社会環境の変化への対応を図るため、策定するものである。

〇新たに令和6年4月1日に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画に位置付けるものである。

国・東京都の動向

〇男女共同参画社会基本法の改正（令和7年6月改正）

平成11年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会形成の基本的枠組みを定めたもので、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題と位置付け、都道府県計画等の策定（市町村は努力義務）を規定

令和7年6月の改正では、国及び地方公共団体の基本的施策の強化及び男女共同参画センターの法的位置付けや独立行政法人男女共同参画機構のナショナルセンターとしての法的位置付けが規定された。

〇第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月閣議決定）

- ・計画のポイント
 - 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」を引き続き目指し、取組を強化その水準を通過点として、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す
- ・具体的な取組
 - ・あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進
 - ・女性の健康総合センターを司令塔とした女性の健康相談支援体制の構築・強化、生活の質の向上を目指したフェメテックの推進
 - ・男女共同参画の視点をテクノロジー施策に反映、テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう利活用を支援
 - ・地域における男女共同参画を推進し、地域社会の活力を高める
- ➡（目指すべき社会）
 - ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きていくことができる社会
 - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

〇女性活躍推進法の改正、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の変更

- ・平成27年8月に女性活躍推進法が制定（平成28年4月施行）され、女性の職業生活における活躍に関する都道府県計画等の策定（努力義務）が規定
- ・令和7年6月の改正のポイント
 - ①従業員数30人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異の情報公表を、常時雇用101人以上の一般事業主に拡大。また、女性管理職比率の情報公表を、常時雇用101人以上の一般事業主に新たに義務づけ
 - ②女性活躍の推進に当たっての「女性の健康上の特性」への配慮の明確化
 - ③法の有効期限を2026年（令和8年）3月31日までから、2036年（令和18年）3月31日までに10年間延長
 - ④職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項の基本方針への追加

〇令和5年5月に配偶者暴力防止法（令和6年4月施行）が一部改正され、協議会を法定化。都道府県は努力義務、市町村はできる規定。

〇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）

- 趣旨：「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に加え、国・地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる旨を明記
- 女性支援新法により市区町村に求められる対応
 - ①「基本計画」策定【努力義務】
 - ②支援調整会議の設置【努力義務】
 - ③女性相談支援員の配置【努力義務】
 - ④民間団体との協働による支援【権限】

〇性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月施行）

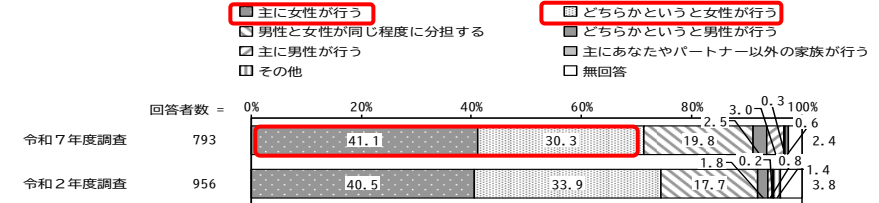
〇東京都男女平等参画推進総合計画改定（令和8年度）

〇東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例（令和7年12月制定、令和8年7月施行）

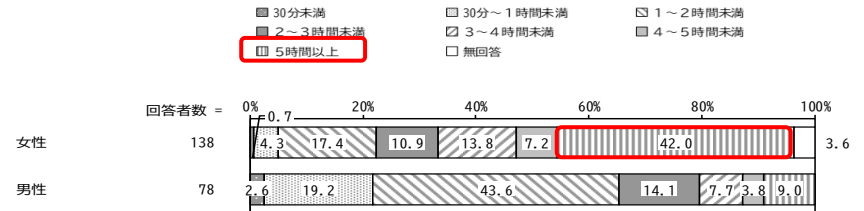
調布市男女共同参画に関する意識調査（令和7年度実施）

家庭内で役割分担

〇 家事の分担

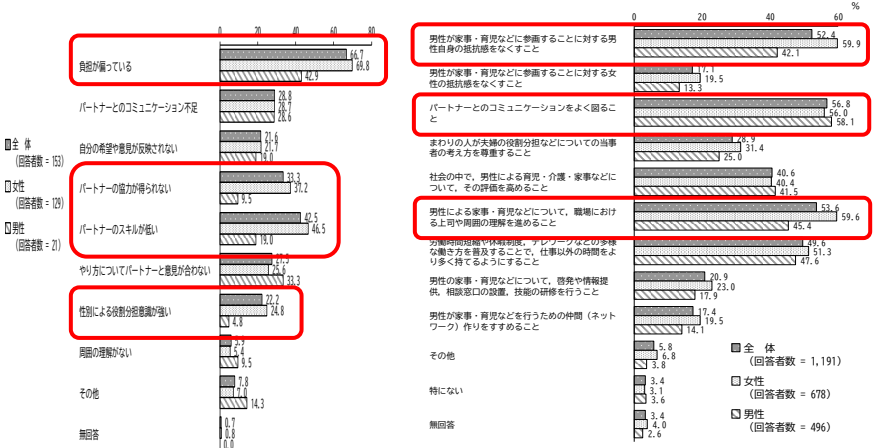


〇 育児時間



〇 現在の家庭での役割分担に対して不満を感じる原因

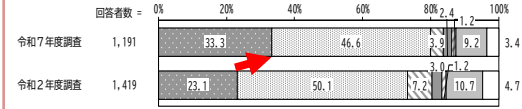
〇 今後、男性が家事、育児、介護、地域活動を積極的に
行っていくために必要なこと



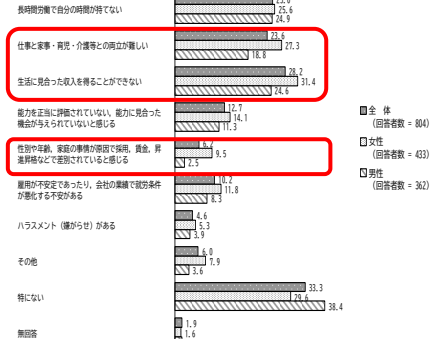
仕事やワーク・ライフ・バランスについて

○ 女性の働き方

- ☒ 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をする
- ☐ 子育ての時期だけ一時的にやめて、その後はまた仕事をする
- ☐ 子どもができるまでは仕事をするが、その後はしない
- ☐ 結婚するまでは仕事をするが、結婚後はしない
- ☐ 仕事はしない
- ☐ その他
- ☐ 無回答

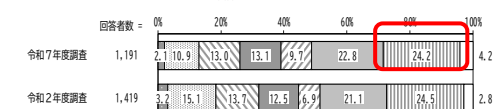


○ 働くうえで、特に困っていることや不安・不満に思うこと



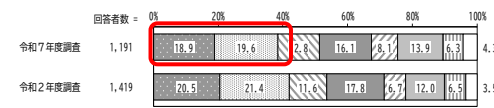
○ 生活の優先度（理想）

- ☐ 「仕事」を優先したい
- ☐ 「家庭生活」を優先したい
- ☐ 「個人の生活」を優先したい
- ☐ 「仕事」と「家庭生活」を優先したい
- ☐ 「仕事」と「個人の生活」を優先したい
- ☐ 「家庭生活」と「個人の生活」を優先したい
- ☐ 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」のすべてを両立させたい
- ☐ 無回答



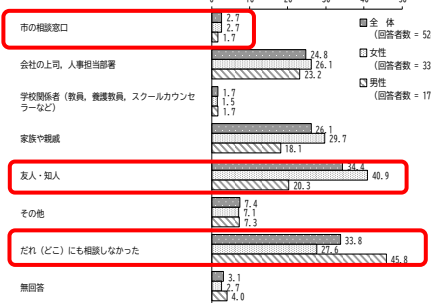
○ 生活の優先度（現実）

- ☐ 「仕事」を優先している
- ☐ 「家庭生活」を優先している
- ☐ 「個人の生活」を優先している
- ☐ 「仕事」と「家庭生活」を優先している
- ☐ 「仕事」と「個人の生活」を優先している
- ☐ 「家庭生活」と「個人の生活」を優先している
- ☐ 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」のすべてを両立させている
- ☐ 無回答



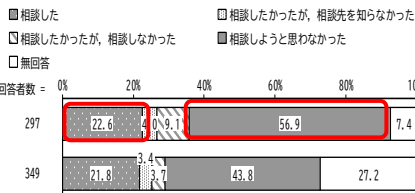
ハラスメントについて

○ 相談の有無



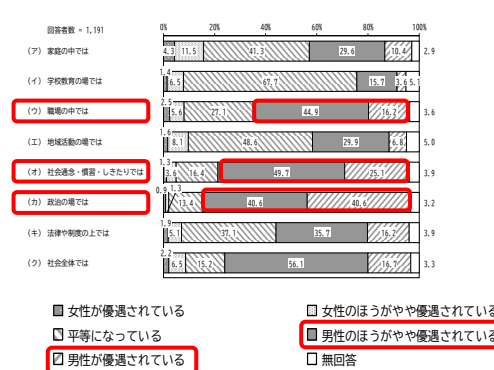
ドメスティック・バイオレンスについて

○ 相談の有無



男女共同参画の意識

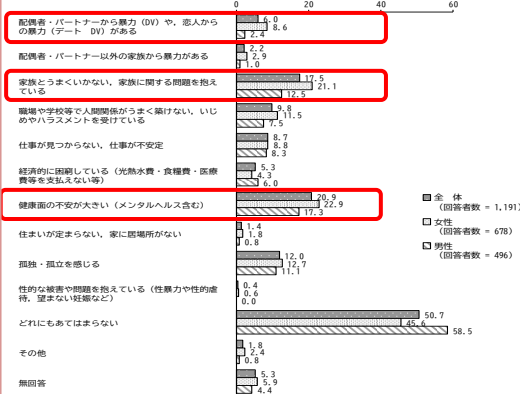
○ 各分野における男女平等に対する意識



- ☐ 女性が優遇されている
- ☐ 平等になっている
- ☐ 男性が優遇されている
- ☐ 無回答

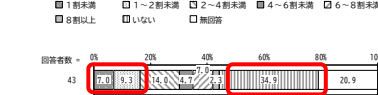
困難や悩みについて

○ 困難や悩みを抱えたことの有無

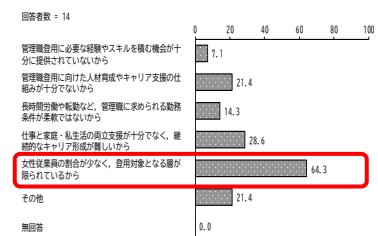


事業所の状況について

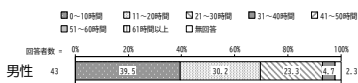
○ 女性管理職の割合



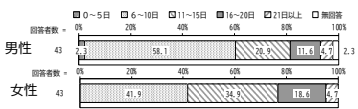
○ 女性管理職の割合が少ない理由



○ 「正社員」一人あたりの1か月平均残業時間

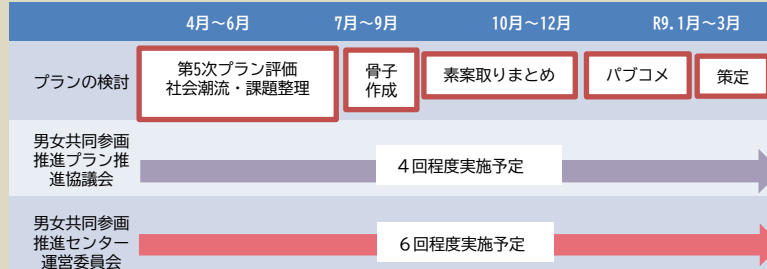


○ 「正社員」一人あたりの平均年次有給休暇取得数



次期男女共同参画推進プランに向けたスケジュール案

- ・調布市男女共同参画推進プラン推進協議会（庁内職員委員）での検討
- ・調布市男女共同参画推進センター運営委員会（外部委員）での検討
- ・パブリック・コメントの実施



- ※その他、以下の市の計画との整合を図る。
- ・調布市後期基本計画の策定（令和8年度）
- ・調布市人材育成総合プランの改定（令和8年度）